

令和8年度 第1回 三鷹市いじめ問題対策協議会 会議録 (要旨)

1 日時	令和8年7月14日(火) 午後6時00分～午後7時30分
2 開催会場	三鷹市教育センター 3階 大研修室
3 出席委員 (12人・敬称略)	富士道 正尋、川崎 知巳、緒方 瑛、猿渡 健一、佐藤 郁子、鎌田 健吾、 櫻井 勉、杉山 静、師橋 千晴、小田切 茂美、飯野 洋也、青野 佑一郎
4 欠席委員 (1人・敬称略)	湯澤 弘幸
5 市側出席者 (13名)	松永 透(教育長)、近藤 さやか(子ども政策部長)、高松 信也(教育部長) 寺田 真理子(教育部調整担当部長・総務課長) 久保田 実(学務課長)、馬場 章夫(指導課長) 長瀬 雅之(子ども・若者政策課長)、星野 正人(指導課教育施策担当課長) 香川 稚子(学務課総合教育相談担当課長) 矢澤 理恵(指導課統括指導主事) 関口 佳美(指導課指導主事)、小谷 明奈(指導課指導主事) 渥美 卓哉(指導課指導主事)
6 会議の公開・ 非公開	公開
7 傍聴人数	0人
8 会議次第	【委嘱状の交付】 【開会】 1 教育委員会挨拶 2 会長挨拶 3 委員自己紹介 4 事務局紹介 5 議事 (1) 事務局報告 ① 三鷹市いじめ問題対策協議会の役割等について ② 令和6年度三鷹市立小・中学校 児童・生徒の問題行動等の実態(いじめ)について ③ 「ふれあい月間」におけるいじめアンケートの取組等について (2) 協議・情報交換 6 事務連絡 (1) 三鷹市子どもの権利に関する条例(仮称)(案)について (2) 三鷹市いじめ問題対策協議会の今後の予定について 【閉会】
9 配布資料	資料1 三鷹市いじめ問題対策協議会 委員名簿 資料2 協議会座席表 資料3 三鷹市いじめ問題対策協議会規則 資料4 三鷹市いじめ防止対策推進条例 資料5 三鷹市いじめ防止対策推進基本方針 資料6 令和6年度三鷹市立小中学校児童生徒の問題行動等の実態(いじめ)について 資料7 令和8年度三鷹市問題行動・不登校等状況記録シート 資料8 【文科省】いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂版(概要) 資料9 【文科省】いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂版) 資料10 三鷹市子どもの権利に関する条例(仮称)(案)について(子ども政策部より)

【委嘱状の交付】

【開 会】（午後 6 時 00 分）

1 教育長挨拶（松永 透）

- ・令和 6 年度の認知件数は減少傾向にあるが、数値に依存せず、軽微な事案も積極的に吸い上げる「隠さない・見逃さない」組織的に対応していくことが重要である。
- ・「いじめ総合対策【子供版】」を指針とし、児童生徒が自らいじめを自分事として捉え、未然防止に参画する環境作りを推進していく。
- ・警察、医療機関、子ども家庭支援センター等の専門性を活用した多角的な支援体制の充実に努めている。
- ・今後のいじめ防止対策について、委員の皆様からご意見をいただきたい。

2 会長挨拶（富士道 正尋）

- ・SNS 等対応が非常に複雑化、多様化しているいじめに対し、学校単独の対応には限界がある。
- ・委員が持つ専門的知見（法的・心理的・福祉的視点）を生かし、忌憚のない意見とご助言をいただきながら、より実効性ある協議の場となることを期待している。

3 委員自己紹介

4 事務局紹介

5 議事

（1）事務局報告

① 三鷹市いじめ問題対策協議会の役割等について

- ・三鷹市いじめ問題対策協議会規則
- ・三鷹市いじめ防止対策推進条例
- ・三鷹市いじめ防止対策推進基本方針

② 令和 6 年度三鷹市立小中学校児童生徒の問題行動等の実態（いじめ）について

③ 「ふれあい月間」におけるいじめアンケートの取組等について

（2）協議

- ・アンケートにおいていじめた側の子どもへの対応や家庭環境への対応はどうなっているか。

⇒管理職による指導、保護者への報告に加え、スクールカウンセラーとの連携による心理的ケアを実施している。その他にも、謝罪の指導を含めた組織的アプローチを行っている。

- ・令和 5 年度から令和 6 年度にかけての件数減は、実際の発生減なのか、学校の取組による減少なのか。

⇒コロナのときの人間関係が希薄になったときの影響も残っていると推測されるとともに、子どもたちの学校生活の状況が取り戻されつつある中で、少しずつ落ち着いてきているというように捉えている。

⇒認知件数は、学校もいじめなのか、そうでないのか悩みながら認知している。大事なポイントは被害を感じている子の気持ちである。何とかしようと前向きな気持ちで取り組み、軽微な段階での積極的な吸い上げを継続していくことも大切である。

⇒認知件数と発生件数についてなど、どのようにいじめと捉えるかどうか学校は苦勞するところである。

- ・いじめのアンケートの紙面調査は、本音が書きにくいのではないかと。

⇒自宅に持ち帰っての回答や、1人1台端末を活用した電子フォーム入力を試行中の学校もある。

アンケートの保存等も含めて、市として電子化の検討もしていく。

- ・いじめを受けた児童生徒の相談状況について、特に小学校では「誰にも相談していない」とする割合が高いが、低学年・中学年・高学年といった発達段階による傾向の違いは見られるのか。

⇒小学校の低学年・中学年・高学年による大きな差は見られないが、どちらかというとも低学年、中学年に多くなっている。「誰にも相談していない」と分類されている児童の中には、友人とのトラブルがその都度解決し、改めて相談していなかったケースも含まれている。ふれあいアンケートの際に過去の出来事を思い出して記入し、教員へ伝える児童が見られ、こうした傾向は低学年・中学年で比較的多い。アンケート記入後は教員が聞き取りを行い、現在も心配事があるか確認するなど継続的なフォローを実施している。

- ・アンケートによる把握だけでなく、担任が日頃から子どもの様子を見守り、適切な声掛けや継続的なフォローを行うことが重要との意見があった。

- ・「警察・医療機関等との連携」の具体的な連携のケースについて聞きたい。

⇒SNSトラブルに起因する警察の指導助言を行っている子どもについて、医療や子ども家庭支援センター等の複数機関から支援を受ける重層的支援の事例がある。

- ・資料7に記載されるいじめの件数は、学校がいじめと判断した事案を記録したものか。

⇒各学校では、いじめ対策委員会等で事案について協議し、いじめと認知した内容を記録シートへ記載のうえ、教育委員会へ提出している。

- ・いじめの認定は学校ごとの判断に委ねられる部分があるため、認知件数に差が生じる可能性がある。学校の判断だけでなく、コンピュータ等を活用した客観的な一次判定の仕組みを導入することで、認知基準のばらつきを抑えられるのではないかととの意見があった。

- ・いじめの認知件数は、児童生徒が苦痛を感じて訴えた内容を学校が把握した件数であり、発生件数そのものではないとの意見があった。

- ・児童生徒の感じ方や回答の仕方は成長や状況によって変化するため、件数の増減を機械的に評価するのではなく、その背景を含めて捉える必要があるとの意見があった。

- ・件数を重視し過ぎると、学校が認知件数を意識して防衛的になる可能性があるため、子どもの声を丁寧に受け止めることを優先すべきとの意見があった。

- ・資料に示されている解消率について、いじめを「解消」と判断する基準について聞きたい。

⇒いじめの背景となった事象が改善され、いじめ行為がなくなったことを、複数の教職員による確認と、被害児童生徒・保護者、加害児童生徒及び関係児童生徒への聞き取りを基に学校いじめ対策委員会が判断している。三鷹市では、解消と判断した後も3か月間の見守りを継続し、再度状況を確認した上で「解決」としている。そのため、年度末時点で「取組中」となっている事案には、事態は落ち着いているものの経過観察を継続しているケースも含まれている。

- ・いじめ事案については、解消後も継続的な見守りとフォローを行っていることを確認した。

(3) 意見交換

- ・デジタル環境の進展は、子どもの生活空間を24時間絶え間ない「監視」と「拡散」のリスクに晒している。家庭や学校の枠組みを超えた事案の複雑化・広域化について、緊迫感のある情報共

有がなされた。

- ・中学校入学時のスマートフォン所持がトラブルのピークとなる。ネットゲームの課金実態も深刻であり、セーフティー教室や消費者教育などを通じた啓発が必要との意見があった。
- ・本人がセキュリティ設定を理解していても、周囲の友人の不用意な投稿や拡散により被害に遭う構造があることが指摘された。
- ・LINE グループからの排除、未読・既読への24時間絶え間ないプレッシャーが子どもを精神的に追い詰めている状況がある。唯一の自衛手段が「アプリ削除」となるほど深刻な事態もあり、大人はこの精神的圧迫感を正しく理解すべきであるとの意見があった。
- ・かつてのいじめは物を隠すなど目に見えるものが多かったが、現在はSNSを介したものが増え、保護者からも実態が見えにくくなっているとの意見があった。
- ・一方で、保護者はセキュリティ意識を高めているが、子どもはデジタル機器の危険性を十分に理解していない場合があるとの指摘があった。
- ・タブレット等は学習に有効である反面、情報発信が広範囲に拡散する危険性もあるため、家庭において適切な利用方法を指導することが重要との意見があった。
- ・放課後の居場所事業では、写真撮影やSNS、LINE交換などに関する相談が寄せられているとの報告があった。
- ・SNSに関する相談は増加しており、学校外でのグループLINE等のトラブルについて学校が対応を求められる事例も多いとの説明があった。
- ・SNS上のトラブルは実態把握が難しいが、児童生徒の学校生活に影響を及ぼしている場合は、学校外の出来事であっても対応が必要との見解が示された。
- ・いじめの定義は広く、申告があった場合は学校が事実確認を行う必要があると意見があった。
- ・対応に当たっては「子どもファースト」の視点を持ち、指導や対応の前に丁寧な事実認定を行うことが重要との意見があった。
- ・警察への少年相談件数は多くないため、学校や家庭において早期対応が行われている結果ではないかとの見解が示された。
- ・一方で、SNSを通じたトラブルでは、友人間だけでなく見知らぬ大人と子どもが接触するケースも懸念されるとの指摘があった。
- ・特に、SNS上で大人が身分を偽って子どもに接触し、信頼関係を築こうとする事例があり、警察として注意深く対応しているとの説明があった。
- ・SNS利用に伴う犯罪被害防止の観点からも、子どもへの継続的な指導・啓発が重要であるとの意見があった。

6 事務連絡

- (1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）（案）について
- (2) 三鷹市いじめ問題対策協議会の今後の予定について

次回予定： 令和8年12月18日（金）午後6時00分～

【閉会】（午後7時30分）